

『よしの冊子』医家関連記事 (三)

町 泉寿郎

へ百二十四 寛政三年二月一日より

一 大八木伝庵申候ハ、最初清太夫を本多侯吹拵いたし、其後本多侯へ御目ニ掛れバ、清太夫ハ情勤ナ男、専ら遣ひますと被レ申候由。夫だから心服之処ハ存じませぬ、と申た事でござる。ミなく受合ハいたしませぬ。中井から病氣ニ付来てくれろと申てきましたが、断て参りませぬと、大八木も今デハウそきミわるく、右様の逃口を利あるき候よし。

一 半井大和へ、松浦越前より寄合医師の明細書を取集差出候様ニ頼候所、半井、寄合医師へことの外横平ニ廻状を廻し、上より被ニ仰付ニ候様觸候よし。前川玄徳など立腹いたし半井へ仕懸理屈を申候ニ付、廻状を慇懃ニ書直し候由。曾谷某の用人を半井宅へ呼候て逢候節、蠟燭を六挺たて、両方より唐紙をたて、右用人を呼出し、出御の如く唐紙を両方より明させ逢候由。右体の趣ニ付、寄合医師追々不承知仕、松浦へも掛合候哉、松浦より半井へ断り久志本左京へ頼候由。其後ハすれバ半井が万ハだ、又さし扣道具だとさた仕候由。殿中ニても

さたの由。一体半井ハ本も説候へ共、勝気強くおかしき人物の由。今大路、竹田、吉田、半井四軒にて申合、御医師学問所拵へ出情相励候手段を竹田もくろミ、今大路より半井へ発言致させ候所、半井両三年の内ニ自分抱屋敷をいたし、一人にて始可レ申と申候て承知致し不レ申、右の相談も調へ不レ申由。併半井上をバ至て恐れ、立助が師匠番を被ニ仰付いたハ、どふいふ御趣意で被ニ仰付いたかしれぬと相恐、立助を至て宜く引廻せわ仕候よしのさた。

一 大八木伝庵、京極侯へ此間参り候所、京極、是見られよ、今迄ハ刀を左之方ニ置ましたが、こんどハ右之方へか様ニ刀掛を拵て、かふして置ます。是でハ忘れる事でハござらぬと咄し被レ申候よし。

一 大八木人ニ咄をいたし候ニ、りきみ候て六かしくりつばニ言出候由。此間も、熟々考ふるに白川殿ハいかなれバ庸医の元瑞を被レ用事じや。杉浦玄徳も先年ハ白川殿へ参つたそふだが、嘸某事をわるくいふたであるふと、人に咄候よし。

一 宮様御病氣ニ付、福井立助を可レ被レ召旨、大八木伝庵へ御問合御座候所、伝庵偽術ニ御ざ候ハダ、立助を可レ被レ召候。若又公儀への被ニ仰立ニ候為、且御療治御頼被レ遊候ハダ、宗仙院か広寿院を可レ被レ召候。立助ハいまだ三千石已上の御旗本よりハ、呼ニ参候方一軒も無ニ御座ニ候、と御留申上候由のさた。

へ百二十五 寛政三年二月二十七日より

一 福井立助ハ療治よりハ薬種の事至て功者ニ御さ候由。薬種のとたんをいたし候て、京都大火後三千兩程設候由。千兩程かけ普請をいたし候由。薬種のみならず、米のとたんをも致候由。右之通之富家ゆへ、薬礼をバ貪り不レ申、貧人などニハ薬をたゞ遣し候上ニ米杯を呉候由。夫故ニ統一統ニ悦ひ、評判能仕候よし。江戸にてハそふハ参るまいとさした仕候よし。

一 福井立助決断過候由。大屋四郎兵衛トヤラ四郎兵衛の娘トヤラの病氣ニも、療治ニ参候が、是ハまうゆかぬ、誰が見ても本復ハせぬと申切候よし。火消与力の病人も右之通申切候由。加納殿の病人も同様申切候よし。但シ加納殿と大塚大助の妻病氣見立ハ、大ニ違ひ候とさした仕候由。全体見切過候て大ニ相違仕候ニ付、大分不評判の由。おれハ了簡ハないが、又外へ見せると申せバ宜く御さ候ニ、誰が見てもまう叶はぬと申切候ニ付、手前ひとり医者でハ有まい、と世上にてわるく申候由のさた。

へ百二十六 寛政三年二月二十九日より

一 産物家嵐山小野喜内を召候由。有徳院様御時代、松岡元遠産物者京都より召候ニ付、当人并門人共も被ニ召出ニ候積にて大造ニ支度いたし下り候所、御尋相済銀十枚被レ下候て御帰し被レ成候由、是ハあまり御むごい事と、其節もさした仕候由。今度も嵐山も其伝でハないかとさした仕候よし。

へ百二十七 寛政三年三月十九日より

一 人参座、人参の入候そうめん箱ニ八百箱御さ候由。一向近年売不レ申ニ付、右之ごとく夥敷御さ候由。大方此節ハはこび仕廻候由。一橋より人参座御家人引料金二兩ツ、被レ下候よしのさた。

一 九鬼侯の御隠居大病ニ付、福井立助を呼ミせ被レ申候て翌日薬を取ニ遣候節、手医師兩人之手紙にて、福井立助様弟子中様と認遣候由。立助方より返書ニ、右二人の名を認め(福井立助内何之誰)と上書認め、内ニ立助被ニ申付ニ則薬調進上仕候、と御さ候由。右手紙家老見候て、以の外立腹、大切の病氣ニ立助自身調合も不レ致、弟子へ申付て調合致させ候と見へ申候。此方も小身なれ共大名の事、か様ニ安く被ニ取扱ニ候てハ不ニ相成ニと理屈を申、即刻断を申遣候由。是ハ立助が下手だ。まだ江戸を吞込ぬからだ。法印、法眼でも直名当て返事をも遣すニ、かうすればよい事だと思つて弟子の名で返事もやり、殊ニ内の文言がわるかつたとさした仕候由。且又師匠番の半井大和大へいものニ付、その様ナ事迄も大へいニ教てやつたるふとさした仕候よし。

一 かぐら坂橋本元昌かたへハ五六度盗人入候よし。元昌ハ夫ほどに不レ申候由。

〈百二十八 寛政三年四月六日より〉

一 三月十九日橘宗仙院御前へ出候処、公方様、今朝郭公を聞た、よめ。と上意ニ付取あへず、

てつべんの御聞に入しほとゞぎす夏のけしきをお目にかけてたか

〈百二十九 欠〉

〈百三十 寛政三年四月十三日より〉

一 所々物騒ニ付急病人御座候ても、医師を迎ニ遣候事も相成不レ申、迎に遣候ても医師相断中々参不レ申候。病家にて是ハ心細イ事だと申居候よし。又は夜中取揚婆々杯同様にて間ニ合兼申候方所々ニ有レ之のさた。

一 先夜するが台兩番赤井弥十郎地借、盲人医者窪岡一峯と申者の宅へおし込入候て、物を奪ひ取候処、地主弥十郎其後家来夜廻等敵敷申付候処、一昨々夜弥十郎宅へ六七人乱入仕り、弥十郎をしバリ、目の前にて妾娘杯をさんぐニ慰ミおかけ候て、其上ニ家財不レ残奪取候由。

一 清水御医師橋本元昌へ乱入、妻子をおかし腰をぬかし候よし。ぱつとさた仕候よし。元昌へは度々盗賊入候よしのさた。

〈百三十一 寛政三年四月二十一日より〉

〈百三十二 寛政三年四月二十九日より〉

一 刑部卿様先日御熱氣有レ之、御顔ニ所々赤き御出来物様のもの御見へ被レ遊候由。篠崎ト庵相伺、是ハ御疱瘡也と申上候処、御側にて御小性杯之内、先達而もか様之御様子御見え被レ遊候が、御にきびにて御座候と申候へ共、ト庵承知不レ仕是非御疱瘡也と申立、其御手当色々被ニ仰付一候よし。然る所早速御熱氣もさめ被レ遊、右御出来物も御引被レ遊候て、すらくと御快全被レ遊ニ付、ト庵大ニこまり候由。就レ右民部卿様ニも何とか御さた御座候ニ付、ト庵究否いたし先日中暫く引込居候由。ト庵一体活達の男にて、余り切放れ候事を平常申高慢仕候由。村山、彦助杯ハ到而知己の由。其中へ入候て突合候間、自分ニも村山や彦助杯同様の者と相心得居候ニ付間違多御ざ候由。村山媒にて一橋御用人植野清五郎娘をト庵姫ニ遣候由。年始ニ村山、ト庵方へ参候節、右の娘村山ニ逢候て、私義御世話にて爰元へ参候へ共、中々始終栄候事は相成まじく候。色々の人参り奥表の差別も無レ之、余り家事不取ダリにていか様の禍ひ出来可レ申哉も難レ斗、殊ニ男女の差別一向無レ之何共迷惑仕候ニ付、年始ニ里へ参候ハゞ直ニ私は帰り不レ申候と、村山へ相咄候ニ付、大ニ困り彼は申聞候へ共不承知にて、此節は里へ逗留ニ参り居候よし。奇特之女也とさた仕候よし。

〈百三十三 寛政三年五月十日より〉

一 山崎宗運奥へ被_レ仰付_二候前、一寸寄合_三腰を懸候由。たとへ小普請より直_二奥へ被_レ仰付_二候ても、此度ハ宗運罪無_レ御座_二御免之事故、寄合_二被_レ仰付_二候ても可_レ宜_二、小普請とハ余りむごい事だ、畢竟十八通人を御憎被_レ成たてであるふが、夫ならバ始から奥へ被_レ仰付_二ぬがよい、とさた仕候よし。

一 山崎宗運、安祥院様御うかゞひ被_レ仰付_二候御褒美_二、一たん寄合_二被_レ仰付_二其上奥へ被_レ仰付_二候処、此度小普請入被_レ仰付_二候_二付、世上にてさた仕候は、宗運先達而円締院様へ御療治_二罷出候て、女中の手でも握たるふ。其事を越中様御聞被_レ成候てきつく御立腹だそふナ。其御腹立が有から今度も小普請入_二成たろふ。そふハいはれぬから、表向ハ無官故小普請へ入られたといふなれ共、そふもなければ一旦寄合_二被_レ仰付_二たものだ、咎もなく小普請へ入られるハ一向理のあたらぬ事だと粉々とさた仕候よし。

〈百三十四 寛政三年五月二十八日より〉

一 近来盲候人、何業を仕候ても何_レ檢校之手下_二相成り、座頭の部へ入_レ申候てハ相成不_レ申候事、針医等を仕候盲人兼々歎居候所、此節檢校之内改役出来候て、厳しく改候て殊_二悪口高言を申候よし。途中にて手引御ざ候盲人、若檢校へ下座不_レ致候へバ、ことの外六かしくいじめ候由。他所より迎_二

参候手引杯連候時ハ、盲人大_二難波仕候由。全体田沼時分田沼へ心安く出入り候檢校取拵イ、一さい盲人檢校の手下_二相成候様御書付_二出候由。右御書面通り_二奉行所_二ても取扱候事故、奉行所へ出候へバいつでも檢校勝候由。右故別して悪威をふるひ、咎なき盲人共をいじめ候よし。此節御改正の御仕法有_レ之そふナ事だ、とさた仕候由。

一 橘宗仙院てつぺんのお聞に入しと申狂歌、殊外世間相広まり、人により直筆で書て下され杯と申出し、或ハ途中にて雑輩杯向ふからてつぺん和尚がきた杯と申候由。右_二付宗仙院狂歌を後悔いたし、卜養も狂歌の名が高く成て誰も今でハ医者とハしらぬ。おれもそふ成てハならぬ。此已後ハ、御前で被_レ仰付_二てよむハ格別、自分でハ決してよまぬ誓言をたて居候よしのさた。

〈百三十五 寛政三年六月十三日より〉

〈百三十六 寛政三年六月二十九日より〉

一 福井立助方へ押込大勢入候処、立助相働、おし込を三人召捕候よしのさた。

〈百三十七 寛政三年七月十二日より〉

一 世上に偽薬を拵候もの多く往々病人をあやまり可_レ申由。無下_二殺し候ものも多御ざ候由。且又投込と申瘡毒の薬往々有_レ之輕輩共瘡毒煩付候へバ、とかく右投込を吞早直し

を仕候所、一度呑候へば是非ふんどく相残り廃人ニ相成候由。右偽薬并ニ投込薬之義敵敷御停止被ニ仰出ニ候様仕度事とさた仕候由。尤田舎別して甚く御座候由。御代官へ被ニ仰出ニ候ハ相止可レ申由。併偽薬の事杯は素人ニては相分り不レ申候由。先達而萩原弥五兵衛支配所へ書付を出し、博奕瘡毒之事深切ニいましめ候よし。是も投込之事ハ不ニ心付ニ候や、不ニ申出ニ候由。瘡毒ニて廃人ニ相成はいづれ投込を飲候よりの事よし。

一 刀脇差似せ身、近年尤甚しく御座候由。是又敵敷鍛冶共へ被ニ仰付ニ候様仕度よしのさた。且偽薬之事、薬種屋共へ被ニ仰出ニ、偽薬を作り候もの共も敵しく被ニ仰付ニ候ハ、少々相止可レ申由。其外一向病ニ利不レ申候薬種は、其出元を御止被レ成候様仕度事とさた仕候よし。

一 先達而千賀道隆、平岡美濃守へ見舞ニ参候処、折節多紀広寿院参り合せ候処、千賀六尺ぶきやうにて、少々駕あたり合候哉、多紀六尺、千賀六尺をさんぐくに打擲いたし、大騷尾籠至極のよし。とかく多紀六尺共喧嘩相止不レ申とさた仕候よし。

〈百三十八 寛政三年八月一日より〉

一 福井立助京都より被ニ召出ニ候程有レ之、誠ニ江戸一番ならん、アノ様ナ医者ハ有まいと、医者の内ニて普候ものも彼是御

ぎ候由。併とかく未ダ御当地不案内ニて、先日も山辺文伯様と脇ニちいさく書、福井立助と大きく名を書候て、返書杯遣候事有レ之候ニ付、文伯も大ニ腹を立候杯とさたも仕、立助一体我意無レ之、自慢等致し不レ申、世間の医者をわるく申事無レ之感心候よし。

一 宗仙院、元瑞とハ一体中あしく、此節も色々そしり、坂の奥方も殺してどふ口が利れるものか、それでも他へ行てハ、おれが見て直らぬ病氣ハ、ぎバ、遍鵠が見ても直らぬ。おれが薬を飲で直らずバ、天命だと思つて居るがよいと高言を吐候ニ付、別て憎がり候よし。其上近年権家ニて行はれ候ニ付、次第に高慢ニ相成り、貧家小家などへ参り不レ申候由。アノ様ナ杜撰医者を信仰さつしやる人も人だ、と申候よし。

〈百三十九 寛政三年八月二十日より〉

一 森伯高と申儒医師ぎ候由。元ハ中川修理侯の儒医ニ御座候処、主人へ存寄を申候へ共、取用不レ申ニ付退身仕候由。医者ハ勿論学問よろしく詩文も仕候内、詩ハ至て功者のよし。

尤人物宜く弟子ニしたはれ候ても、自分住居ニ明候へバ金銀をも捨候て諸国をも経歴仕候由。中川侯を退き下総辺ニ罷在候由。江戸へも折々罷出當時ハ伝馬町二丁目渡部宜庵と申町医の方ニ寄宿仕居候よし。見受候所ハ学者風にも見へ不レ申候へ共、儒医共格別成ものニて、尤少し異人めき候由。所々をめぐり二三年ツゝもおり自分あき候へバ直ニわら履を捨るがごと

く外へ去申候由。中川にて諫言を加へ又存奇をも述候へ共一向取用無_レ之ニ付退身仕候由。右跡にてはたして毒殺の事取擧ざた起り候よし。いづれ右伯高詩ハ格別のよしのさた。

〔百四十 寛政三年九月五日より〕

一 松紀侯疔積の療治、秋山評判不_レ宜候由。併大病ニ及び狂乱の気味も見え申候ニ付、疔積と見候も無理でハ有まいかとさた仕候由。先年松紀侯の妻小姓と相通申候へ共、誠ニ文通位の事にて御座候を、右妾をバ庭にて切られ候由。小姓へは内通仕候もの有_レ之、出奔仕候由。小姓ハ家の子妾ハ町人の娘ニ付、弥其節評判あしく、町人の方にてモ六かしく彼是申候処、金子を多分贈られ、病氣にて暇出候積ニ相成候よしのさた。

〔百四十一 寛政三年九月二十八日より〕

一 尾藤良助年始にのみ登城仕候由。御流頂戴も出来兼可_レ申ニ付、御断を不_ニ申上_一ば成まい、とさた仕候由。柴野彦助と違ひ尻持無_レ之ニ付、道中も余程物入有_レ之難義のよし。良助被_ニ召出_一候ニ付、宗仙院狂哥、尤至て即席のよし。

へあるきぶりびとうもないと申ます二百俵でハちつとそん_ズ濱

一 御医師しくじり、いづれも申分無_レ之御的当のよし。別して奈須玄信ハとふにしくじり可_レ申処、能今迄無難ニ居候ハふしぎ位の由。町屋敷ハ御取上でも、此屋敷ハ芝の馬捨場にて

何の御役ニ立ぬ所、もつと敵敷てもよい、自分屋敷ニ居候事を止にいたし、吉原へ近イ所の浅草転法院の後へ引越候よし。至て放蕩、芝居狂言を致し、大の博徒の由。吉田元長も桃源院ハ至て富家にて候処、此節ハ元長不_レ取_レて、根太迄はづし売候位のよし。三階も人に譲り、此間相談さまり、既ニ取崩し可_レ申_レ申_レ之_レ処、此節差扣ニ付夫も出来不_レ申、困居候由。まだ御医師の内ニモ、玄信より五節句の使を受そふナものも多_ク御座候由。小普請の御医師共人の為を致し不_レ申、たゞ酒食ニ奢、薬箱ハ葉を入_レ不_レ申、かけこの上を硯ぶたに仕込、下へハ重箱杯を入_レ、組とくり吸筒杯を仕組候箱を為_レ持、歩き候ものも御座候由。今度のしくじりてハちつとめがさめやうとさた仕候よし。

一 桂川甫周御褒美の御詞を蒙候由。甫周の放蕩者も今でハ紅毛字ヲ精出し、書物杯を著し候故、御言に預た物であらふ。併甫周が御普が有位ナラ、山崎宗運も寄合ニても成そふナもの、放蕩ハ甫周も宗運も同じ事。又出情も甫周と宗運ハ同じ事。先達而奥医師ニ相成、先頃小普請ニ入、人々むごがり居候事、此節寄合にハ成そふナもの申候よし。

一 御医師御ほうび御座候は、皆多紀広寿院申上候共さた仕候由。山田元俊ハ広寿院の続がら、杉浦玄徳も広寿院とハ至て懇意、桂川甫周は広寿院へ年来取入候もの、右三人いづれも御ほうび御座候ニ付、極めて多紀より申上候事とさた仕候

よし。

一 上州桐生領^{ツツ}谷村の郷士、代々俗医ニテ、田村右門と申候外科療治仕候者御座候由。右之者田村と申苗字ニハ無レ之候へ共、日本古代ニ田村流と申候外科有レ之、右之伝授を受其流義ニテ指南仕候付、自然と田村と呼習ハシ候由。すべて外科金瘡の療治にハ縫候て、夫より療治仕候へ共、右田村ハ縫候事無レ之、右之切口へ粉薬をふりかけ、夫より煎薬を吞セ候へバ、早速肉を上げ本復仕候由。其上再発杯申候事無レ之、全く快成候由。戰場早直し杯申流義も御ざ候へ共、又々再発仕候由。右田村ハ左様の事無レ之、誠に名医の由。何卒江戸へ出候て療治仕候ハゞ、人の為ニも相成り、流儀も広まり可レ申由。尤近在にも人々信仰仕り、相はやり候ニ付、益功者の由。唐流ニ無レ之日本流ニテ代々伝来り、何より調法と申よしのさた。

〈百四十二 寛政三年十月十四日より〉

一 御時節ニ相成候てハ、御医師は勿論町医師杯も外々へ罷越かご代等取候事相止候よし。御時節前迄ハ医師ニよりとへ同所ニテ三四軒ありき候ても銘々駕代を取候由。主人ハしらぬふりにて駕の六尺共ニかご代何百文といたし、相応くニ書付をいたし勝手へ差出候ニ付、其通かご代を遣由。奥医師杯ハ駕代ハ取不レ申候へ共、供の弁当代と名付、相應ニ支度料取候よし。此節ハ御医師町医共ニ厳く相止候よしのさた。

〈百四十三 寛政三年十月二十九日より〉

一 真曲瀬養安院、熙春院、千賀道隆の倅共、何レも薬を貰候もの無ニ御座ニ候ニ付、八助、権兵衛たとへ乞食ニても宜候ニ付、薬をさへ貰て御ざ候ハゞ、施薬ニ致し遣候積ニ御座候へ共、一向貫申もの無ニ御座ニ候付、困り居候由。今から真曲瀬、久志本杯も家督をあんじるであらふ、とさた仕候よし。

一 医学館の先生もとかく家事ハ不取不ニテ、極貧寒風ニ向ひ、家内の者ハぶるくいたし居候由。益暮ニ薬料余程とれ候時ハ、網の目より手を出し候様ニ借金乞参候由。薬礼さのミとれ不レ申時ハかへつて静ニ御ざ候ニ付、薬の呑手のないかたがよいと申居候よしのさた。

〈百四十四 寛政三年十一月二十五日より〉

〈百四十七 寛政四年二月一日より〉

一 橋邸へ御附の御医師、先ツ宜き方ニ御座候へ共、奥御医師と申ニも無レ之、其上一橋へ罷出候ハゞ、何ぞ御手当可レ有レ之哉と奉レ存候処、何之御さたも無レ之、飯田町へ出候所又々何之御さたも無レ之、旁以三人共大ニ歎息いたし究否仕候由。然所中納言様より広寿院を以被ニ仰出候ニハ、定て三人共究否も可レ仕候へ共、必相敷不レ申随分出情いたし相勤可レ申候。勤功ニよいか様ニも御セ話も可レ被レ遊ニ付、究否仕間敷旨御内々被ニ仰出候ニ付、三人共氣を取直し、随分出情致候ハゞ、

橋邸の御世話にて奥へも可_レ参哉と存直し、相勤居候よしのさた。

一 医学館存之外被_レ行候由。渋江長伯、杉本某とか申もの、杉浦玄徳杯の如く講尺も可_レ仕と存込居候所、右申付も無_レ之候ニ付、憤り、講尺初り候ハ_ゞ右兩人玄徳、立助杯ニ向ひ難間可_レ仕と腕をこすり居候処、法度厳く、左様成難間等可_ニ申掛_一様子も成兼候ニ付、すこ_ゞ聴聞致し居候由。尤右兩人、広寿院家にて、前々とかく人と学流ニ付問談致来候流義之由、取沙汰仕候よしのさた。

〈百四十八 寛政四年二月二十九日より〉

〈百四十九 寛政四年三月二十六日より〉

一 一橋御医師共互ニ権を争ひあてたがり候由。寄合より被_ニ仰付_一候三人も、一橋御医師と打込候て、九段一橋へ両方へ泊番相勤候由。中納言様ハ御人遣ひハ至てよろしく、御側向一統ニ難_レ有がり候由。泊の御医師へ色々御咄も御ざ候由。委し_く江戸中の道法等、軽き御旗本の名前迄も御存の由
 へ医者ハ元下手も上手もなかりけりひいき_ゞに時の仕合と申様成御咄被_レ成候よしのさた。

〈百五十 寛政四年三月二十二日より〉

〈百五十一 寛政四年四月九日より〉

一 医学館ハ不_レ怠出席御ざ候由。不情の者ハ被_レ叱も仕、出

席帳も殊外厳しく、若罷出不_レ申候へバ其訳を委書出候事の由。右故随分出席絶不_レ申候よしのさた。

〈百五十二 寛政四年五月六日より〉

一 躰寿館にて喧嘩を初め、寄合井関某、小普請吉田梅庵あたまでさせるにて打候由。梅庵誤居候由。其後小普請数原宗徳を井関脇差を以て追欠候処、宗徳雪隠へ逃込内より鍵を懸候由。井関ハ乱心同様の由。尤いづれも若輩もの_ゞ由。右は内済にて相済候よし。

寄合林良英、躰寿館帰に四五人同類を宅へ集め、酒狂之上遊所へ参候由。右は上より早々御沙汰有_レ之、多紀取扱にて叱候て相済候由の沙汰。

一 橋邸にて刑部卿様杯少しも御勝不_レ被_レ遊候へバ、広寿院罷出彼是申候て、御葉を上たがり候様子故、橋邸の御医師共ハ甚悦不_レ申候由。宗仙院ハ通人にて、左様成節も、先ヅハ橋邸の御医師の葉差上可_レ然杯と、塩梅よく取合せ候故、御医師共ハ宗仙院を悦候へ共、上にてハ宗仙院は通人、広寿院は篤実と、此節ハ至て広寿院を御信仰被_レ遊候よしのさた。

〈百五十三 寛政四年五月二十九日より〉

一 躰寿館セわ役安長、宗英、快庵、玄徳四人へ被_ニ仰付_一候処、安長、宗英兩人にて密談致し候て取計ひ、其上安長弟子に一人掛りの者有_レ之、右之者一人にて金子等の事取扱ひ、施薬

料杯上より出候ても、一向割符も不仕、自分の放蕩つかひ仕候由。右之趣故、快庵、玄徳杯甚ぶづくミ、彼是と内々申居り候由。尤講尺ハ安長ハ大勢聴徒出候へ共、是もはむきニ付出候もの多候由。立助杯へは聴徒甚少く御ざ候由。いづれ多紀家事不取故、官事もきまり申間敷とさた仕候よし。

一 セわ役之内安長ハ奥いし、其上六かしく不申、行義も構ひ不申候故、一統ニ服し居候よし。快庵も服し居候よし。宗英、玄徳へハ一向服し不申候よし。いづれ安長ハ奥いし、外三人ハ平故ニ見下し候由。且又右四人甚不和のよし。施薬料上より出候せつ、四人一統ニ罷出受取可申を、広寿院罷出受とり、快庵、玄徳へハ一向不申聞、尤配当も不致、自分へつかひ込、且又弟子一人専に司どり、姦曲いたし候由。右ニ付快庵、玄徳など大ニ憤り、十五人扶持をさし上、セわ役を御断申上度と申居候よし。何レ治り不申、此節ニ至り候てハ、世上ニても躰寿館の不埒追々取さた仕候よし。

一 福井立助ハ全体よろしき医者ニ御座候へども、余りつくを申候故、人つき無御座候由。所々にてそしられ候よしのさた。躰寿館など立助之節はますく聴衆へり候よし。

一 多紀広寿院、躰寿館へ御目付かゝり被ニ仰付を、甚服し不申由。此方ハ明白じやニ上で御疑なさる。尤御目付ハ兩人共至極呑込がよいが、其下の御徒目付共杯がうるさい。いけ

ぬ事じやと独言を申居候よし。

一 笠原養玄と申小普請医師、広寿院吹拳にて、奥へ近々可被ニ仰付一由さた。右養玄ハ元来本庄家の医師にて、武田法印弟子、一向ニ埒もなきものゝ処、金子を持候て御医師ニ相成、当時真崎ニ居候由。たわいもなきもの、此節奥へ出候ハ、又々彼是評判起り可申、きのどく成とさた仕候よし。

一 躰寿館当正月開講より四五日の間ハ、出席のものおとなしく御ざ候処、其已後ハ甚不行義ニ相成り、休息所ニ居候節ハ、寄合小普請大勢混雜いたし候事故、ことの外不行義、通人向ハ声色、長哥杯をうたひ、此節ハ裸にてさハぎ居候よし。短氣ものハ殊ニより拔身にて人杯追かけ、或ハ人のあたまを打などいたし候由。其外無頼の徒多有之、若きもの杯、弁当の菜杯振舞不申候へバ、大に怒り彼是いじめ候由。其外書物の事ニても少々の事を甚いじめ、悪口杯致候様子、誠にぐハるん部屋同様の由。尤講席へ出候てハ、おとなしき振を致し居候よし。世話役一旦ハいじめ候へ共、行届不申由。寄合小普請之内ニても、老功の人杯余り騒不申候様ニと申候へバ、右の人を悪口いたし候ニ付、中々おとなしく相成候義ハ無御座、若年のものハ自然と化され、初めハ律義の者も此節ハ不行義ニ相成、買喰等をいたし酒杯も内証にて呑候由。全体多紀、見識人物ハいか様ニ不埒ニても、書物さへ読候へバ宜きと申候ニ付、別して書物を読候ハ医師之分ハ高言不人柄之由。其内広

寿院出席致し候へバ、いづれもおとなしき振をいたし見せ候由。其内広寿院一眼故、不行義見落しも御ざ候由。且又世話役の前ニても相応ニおとなしく見せ候由。陰ニてハ世話役をも悪口致候由。且又奥医師致ニ出席一候節も、橘父子、山添、河野、大柳、篠崎杯出候節ハ、甚相恐レ、中々悪口杯ハ不レ致、おとなしく致し見せ候由。安キ奥医師出候へバ、聞え候ニも構ひ不レ申、耳こすりなど申候由。全体講尺ハ九ツ時ニ初り候ニ、朝より詰懸右之通騒居候由。出席制限相改候ても取用不レ申候由。一体此様ニ被レ成た逆も、此方共の学問の為にハならぬ。有がためいわくだと小言を申し居候由。尤二十三人ハ篤実の宜きものも御座候由。寄合之内井関祐悦狂人ニて、すつパぬき杯いたし、不行跡のよし。小普請之内町屋玄詮日々声色、長うた杯をうたひ騒居候よし。人の迷惑仕候ハ井関のよし。

一 中勘と間宮、躋寿館懸り被ニ仰付ニ候由。間宮ハ篤実功者もの律義ニ勤候故か、近頃ハ評判宜よし。御目付四天王中川一人相残り、是もおし付転役可レ致由。それでハ跡ニろくな御目付ハ無之由。何レ坂部、平賀杯いふものハ余程よろしきものニて、中々此後右四天王程の者ハ有まじとさた仕候由。

〈百五十四 寛政四年六月十五日より〉

一 広寿院と立助と御葉製の事ニ付、色々毎日く喧嘩闘いたし居候由。立助ハ書物通りニかゝハリ、地黄杯十一べんとやらすい干いたし可レ申と申候を、広寿院夫にハ不レ及、四五遍

ニて宜と申候由。書物通しも宜く候へ共、強ち一遍ニ書物に拘ハリ候もかたくなニて、是ハ立助があしきとさた仕候由。何レ毎日くあらそひ居り候よしのさた。

〈百五十五 寛政四年六月二十九日より〉

一 先月中旬頃、奥医師仲間杯ニて、岩瀬檢校公朝へ可レ被ニ召出ニ由、取きた仕候由。尤内々ニて右之事取きた仕候所、此節迄被ニ召出ニも不レ仕候間、相止候義と此節は沙汰も不レ仕候由。右岩瀬も公論心腹不レ仕候由。銘々妬心ニても刺り候計りニも無ニ御座一候よしのさた。

一 岩瀬檢校事御用御取次より奥御医師へ御尋御ざ候ニ付、其砌ハ、サア岩瀬が被ニ召出ニとさハぎ申候由。岩瀬ハ伊豆侯、加納侯などひいきに御座候よし。伊豆侯の御母公岩瀬の針ハきらひニ御ざ候所、達て療治受けられ候様ニと、加納より伊豆侯へ御勤め被レ申候ニ付、伊豆侯もぜひと御申ニて、無レ扱御母公岩瀬の針を御たのみのよし。右のごとく加納侯ひみきニ付、ふと奥御医師へ被レ尋候所、御医師のかたニてハ、そりや岩瀬が出る^マと推察して、さはいだ物であるふ。もし岩瀬が出たなら、田沼の^マといふものに評判すであるふとさた仕候よし。

〈百五十六 寛政四年七月十八日より〉

一 屋敷替へ御大造の事とふれて、御手間が懸た。赤井が天野へいつたハきつう御出来、千賀が無宿に成たもよいきびじ

やとさた仕候よし。

〈百五十七 寛政四年八月十七日より〉

〈百五十八 寛政四年八月二十七日より〉

一 千賀道隆四ツ谷内藤宿へ地面被_レ下候ニ付、大ニ歎息仕候由。且又浜町ニて是迄の居宅、去年中相払可_レ申と所々へ相談相掛り、千五百兩ニ迄直段付候もの御座候処、千八百兩ならでハ売_レ申と申張、其相談も止_レ相成候処、此度たゞとられ候ニ付、馬鹿ナ事じやとさた仕候よし。

一 千賀道隆屋敷引替ニ相成、いまだいづれとも被_レ下候御さた無_レ之候由、道隆さして家作等も望無_レ之、地坪広狭にも構ひ不_レ申候へ共、只々是までのもより近キ場所よろしき所ニて、皿地ニてもいさゝか不_レ苦ニ付、もよりよろしき所ニて地拝願候と申居候処、遠方ニて被_レ下候よしのさた。

〈百五十九 寛政四年九月十九日より〉

一 宗仙院此度御誕生ニ付、御ほうび頂戴致候ニ付、右祝儀此間親類会集、并至而懇意の者共杯も呼候て馳走いたし、親類懇意のものへハ、銀子杯配分いたし、用人杯へも金子三百足、弟子へも二百足、侍へ百足、中間へも南簾一片ツゝも遣候由。

一 立助ハ江戸へ被_レ召出_レ候者ニ付、格別名医と沙汰も仕候間、めつたにハ口も利不_レ申、其上立助存寄ニて御薬部屋排出

来、且躰寿館杯ニても人よりハ氣も張申候ニ付、内心大に辛勞いたし候由。自然と右勞疫の氣味より大病にも及申候由。大八木伝庵ハ、全御医師の席順遣恨ニ存じ、腹立仕候より腫物相生じ、大病にも及申候由。是ハ石川六右衛門の心得違ひのよし。当時多紀相掛り居候へ共、右ニて相濟不_レ申候へバ、宗仙院も一了簡ふくミ居候由のさた。

一 大八木伝庵大食至て自慢ニて、好悪ニ不_レ限、何ニても病家にて出候ものをたべ切、又々宿へかへりても、五はいヅゝハ是非好味成ものを給候由。其上妾も三人有_レ之、至て好姪の由。よい御医者だとさた仕候よし。

〈百六十 寛政四年十月十三日より〉

一 贖人參を拵候もの、先達而被_レ召捕ニ入牢拷問ニ掛候処、町与力同心町奉行家来杯へも賄賂いたし候や、色々内々にて心付申、口符合候様ニ取扱、似せ朝鮮人參を拵候にハ無_レ之、官製人參を似せ拵出候事ニ相成、左候へバ利分を取候も少分之事故と御咎薄く相成り、過料ニて相濟、此節何の事なく出牢致候由。右ニ付町方医者杯、此節でも町奉行ハとかく賄賂で科の輕量が出来るハ困た物だ。にせ朝鮮人參を拵た奴が賄賂で免ぬがれてハ面白ない。困た物じやとさた仕候由。

〈百六十一 寛政四年十一月二日より〉

〈百六十二 寛政四年十一月二十三日より〉

一 太田元達ハ一体平常権門家へ多出入候ニ付、高慢高言を申シ人ニ憎まれ候由。療治も能ハいたし候へ共、不信切ニ御座候由。外々へ参り候てハ、和泉殿がおれをバ押付召出してやらふ杯と内意が有た杯と申、其外西下へ御出入も致候間一入高慢ニて、此度被_レ召出候も西下の御かげじや、と外々ニてハさた仕候由。先達而小出杯よりも扶持を取候処、検約ニ付相断被_レ申候節、私も押付奥へ出ますせい、など、高慢仕候よし。才育ハかはゆがられ候へ共、元達ハ一統ニ憎ミ候よしのさた。

一 太田元達、小野才育新キ被_レ召出候所、才育ハ評判宜く、只今迄出入いたし候諸侯杯へ参候ても、御門内ハ只今迄之通ニ御あいしらひ被_レ下候様杯と申候ニ付、別而評判宜御座候由。元達ハ兼而見高之所、別して見高ニ相成、芙蓉間御役人へも両各同輩之文通杯仕り、且又早く御紋付着用致し度、杯と申候由。評判とかく不_レ宜候よしのさた。

一 太田元達、小野才育兩人之内、才育ハ評判宜候へ共、元達ハ評判あしく、平常大へいものニ候所、此節ハますく、高慢ニ相成り、殿中ニて御役人杯ニ逢候節、先方よりいんぎんニ祝義杯申述候ても、つき袖などニて、手も出し不_レ申挨拶仕候ニ付、ことの外にくがり候よし。狂哥に
をのくもさいいくはりうく仕上見よ此御時節にあふた元達

〈百六十三 寛政五年一月一日〉

一 橘宗仙院益気元よく、おれハどふした物か金を取。広寿院も御産のかゝりだが、御男子様でも姫君様でも銀三十枚だ。おれハ若君様御誕生にかゝつて金十枚戴た。廻り合せのよい仕合ナ事だ。佐渡の金堀ハ質錢を多く取て、常にうまい物をくうが、命が短かい。おれハ不断外へ出て金を取てうまい物をくう。金堀の命の長いのだと笑候よし。

〈百六十四 寛政五年一月二十七日より〉

〈百六十五 寛政五年二月十九日より〉

一 橘隆庵一橋より二千両被_レ下候由、杜撰さた仕候由。実ハ御料理白羽重二足被_レ下候由。清水よりも帯地五筋被_レ下候由。是ハ西下一橋の御様子至て隆庵宜候ニ付、清水より実ハはむき二被_レ下候由取ざた仕候よし。

〈百六十六 寛政五年四月七日より〉

一 敬宗院様御病氣之節、広寿院杯不取斗の事共至て評判不_レ宜候よし。しかし西下で其時分三江戸ニ御出被_レ成たら、御セ話が行届て御平愈も被_レ成たろふ。おしい事だ。どふぞ中納言様が御ひるきだ。夫を側から申上るものハ一人もなかつた。西下で御出被_レ成たなら、被_レ仰上_レであろふとさた仕候由。敬宗院様御送葬、一橋より上野まで人つゞき候よしのさた。

一 躰壽館にて、先達而寄合小普請の御医師より、書物を余程納めさせ候由。其上ニ此度躰壽館ニ時計無之候て不自由ニ付、時計を一ツ小普請医師より出させ候由。右故小普請いしや杯小言を申候由。全体躰壽館ハ其様ナル事をいたし候ニ付、評判不レ宜候由。是ハ実ニわるい事だ、とさた仕候よし。

〈百六十七 寛政五年五月六日より〉

一 多紀広寿院隠居願出候よし。右ハ一橋にての不手際、其上田安御痲瘡之節医家相違、一旦御かせ被レ成候所、又々御ウミかへり被レ成候付、久々御登城も不レ被レ成、漸此間御登城被レ成も、みんな広寿院が仕業也、とさた仕よし。

一 池ノ端仲町にて藤堂の家来某、御医師半井探玄の供ニあたり候よし。探玄以ノ外立腹いたし候ニ付、藤堂家来甚誤り候へ共、一向承知不レ致、是非打果し可レ申とひしめき候由。其所へ近山六左衛門倅(両番まはり)参懸り、余り探玄放言ニ付、段々取さへ候へ共、聞入不レ申候間、右両番申候ハ、左候ハゞ致方も無レ之候へ共、藤堂家来は、右之趣主人へ相断、探玄ハ近所ニ付、宗仙院へ一応相達し、其上にて打果候共可レ仕と申候へば、右にて少々探玄相弱り、其場を濟し候由。藤堂の家来大に有がたがり、右両番の宅迄付参り、礼申候よし。

〈百六十八 寛政五年六月二十日より〉

一 谷昌庵ハ山村の吹拳にて清水へ被レ召出ニ候付、清水にて

ハ別て権威強く高慢のミ申候由。且又西下へ御心易、日夜ひたり候様ニ世上へ申ふらし、中々甫休杯も及なき程御懇意にて、昌庵申上候事ハ何事も西下にて御聞受被レ成候と申触し、大の山師にて御ざ候由。右昌庵小普請入の前日、御家老より御書付出、奥向の事他所へ参り候てハ咄候事御制禁ニ候処、類ニ奥向の事所々へ咄候由粗相聞へ、已来左様之義無レ之様ニと、敵敷書付出候ニ付、相聞へ、已来左様之義無レ之様ニと、敵敷書付出候ニ付、御医師共不審ニ存罷在候処、翌日昌庵しくじり候由のさた。岩瀬檢校妻ハ昌庵娘分のよし。

一 谷昌庵にハ山村も実ハ大にだまされたをふナ。今度の一件も植柘(ウツギ)からハ出ぬ。永田与左衛門が取斗だそふナとさた仕候由。

一 清水外科、岡田昌春と申もの、昌庵取持にて西下へ御出入を致させ可レ申と申聞、其相槌にハ岩瀬へ参るがよいと岩瀬へ引合せ近付ニいたし、岩瀬も能吞込、且又岡田も岩瀬を小川丁の土屋、阿部、土井杯へ出入を致させ候積、岡田より申込、互ニ世話をやき申候積の由。此節昌庵小普請入致候ニ付、岡田大ニ力を落し候由。尤岡田も療治も相応ニいたし、随分出情功者のよし。

岩瀬も至て自分青雲の志有レ之、勢ひことの外壯んにて、権門家の外へ参候てハ、別して勢ひ盛んのよし。甫休と違ひ利口発明、内心はかりがたき由。甫休ハ詰る所ハわつくと言斗、

たかゞ知申候よし。

一 宮崎元養先日西下より召候て、病家先迄尋候て御使參候由。西下へ罷出、御子様方御四人の御脈を為し御伺被レ成候て、其上にて御本丸へ罷出、若君様御脈相伺よし。右西下へ罷出候事杯、早速所々へ吹聴申候由。元養も学問ハ才育同様成ル男のよし。

元養御伺ニ出候ニ付てハ、小島昌流も出そふナもの。下夕町ニてハ印牧元順、柴田元養杯も出そふナ者。山の手ニてハ宮崎元養、小島昌流まけ劣り無レ之由。手広ハ昌流のよしのさた。

一 浪人内田外記(元松平吉岐守家来、暇を取京へ參候よし)医術出情いたし、京都ニて白木屋へ出入致し殊外被レ用候ニ付、江戸白木屋へも參り療治可レ致と江戸へ參候処、江戸ニてハ白木屋への出入多紀広寿院專ニ致候由(多紀ハ少々白木屋ニハ由緒も御ざ候よし)。右ニ付内田大に望を失ひ居候所、白木や若いもの大病、広寿院脚氣と見立薬を遣候由。然る所薬違ひ候て病死仕候間、内田外記大に腹を立、多紀の見立違ひを尺牘ニ認め多紀へ差出候由。多紀ニても其分ニいたし差置候へば宜候ニ付、内田を呼付大ニ叱候由。右ニ付内田弥腹立いたし、右尺牘を板行ニ致し世上へ出候由。是ニ付ても多紀評判あしきよしのさた。

一 千田玄智本因坊と碁を打、千田勝候由。且又千田方へ道

具屋能碁盤を売候処、其夜右碁盤の側へ白装束致候美婦人來り居候由。千田大ニ咎候ニ付、早々かき消様ニ失候由。是ハ先年右碁盤を吉原の女郎ニ売申候処、右女郎至て碁癖にて、死候迄右碁盤を手放不レ申、死後ニ至り右碁盤道具屋の手にわたリ、此節千田へ売付候よし。其女郎の執心いたし候碁盤故、相したひ千田方へ來り候事ならん、とさた仕候由。

百六十九 寛政五年七月十五日より

一 廿三日越中様御役御免溜詰被ニ仰付一候と、町方ニても取沙汰いたし候へ共、いづれも何のうそ、とんだ事をいふと一向ニ取あげ不レ申候由。越中様四五年已前より、実ニ御役を御願被レ成候ニ付、まう御免を被ニ仰付一であらふと、越中様とくに御承知ニ被レ為レ入候と申事を、人々伺ひ候ものハ又々一入肝を潰し、夫でハまう錠がおりた。とても御再勤ハ御承知被レ成まいと、一入力を落候よし。

桂川甫休大力落三可有レ之、岩瀬檢校是又同断。余り是迄けやけきものハ、此所でさし詰らふ。西下方で篤実にして居たものハさして驚ぬが、余り端から歎から其もの共も自然と悲しく泣も誘ハる、とさた仕候由。多紀広寿院ハ、是でハ躰寿館ハ埒が明ぬと歎息仕候由。且又是ハ京都から関東へ何か御難題が言て來たニ付て、西下でかぶつて御仕舞被レ成たニ相違ないと申居候よし。

(北里研究所東洋医学総合研究所医史学研究部)